



水野裁判 A 不当判決！ JR東海労でいたからこそ闘えた！ 新幹線地本が報告集会開催

水野さんが労災認定を求め国を訴えている行政訴訟控訴審（通称「水野裁判 A」）の判決が本日、東京高裁で言い渡されました。判決内容は、控訴棄却という不当判決でした。

労災申請に至った経過は、水野さんが同僚の車掌を叱責したことにより、会社から不当な日勤教育受け、連日に渡るパワハラを受けたり、プライベートの時間にまで介入したことなどが原因で、病気休職に追い込まれたというものです。

二審判決では、一審（地裁）判決同様、裁判所が補助参加人である会社の言い分や事実を反した経過を採用し、水野さんの訴えを全く受け入れないというものでした。

新幹線地本は同日、「水野行政訴訟控訴審判決・報告集会」を開催しました。水野さんは「同じ境遇に遭っている社員のために、二度とパワハラをさせないために裁判に打って出た。JR東海労にいたからこそ、5年半闘うことができた。この間、共に闘ってきた仲間へ感謝します」と挨拶を行いました。

